

フランスにおける公共図書館及び公読書に関する法律

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 奈良 詩織

目 次

はじめに

I 公共図書館及び公読書

- 1 フランス社会における公共図書館
- 2 公読書に関する政策

II 2021年図書館法の内容

- 1 2021年図書館法の審議経過と構成
- 2 図書館及びその基本原則（第1節）
- 3 公読書の発展（推進）（第2節）

おわりに

翻訳：図書館及び公読書の発展に関する2021年12月21日の法律第2021-1717号
文化遺産法典（抄）

キーワード：読書、地方公共団体、公共サービス、サード・プレイス

要 旨

フランスにおいて、図書館はその施設数、利用者数及び利用者の多様性の観点から、公共文化施設の筆頭に位置付けられており、近年、公共図書館への支援を含む公読書 (lecture publique) の発展 (推進) に関する政策の強化が行われている。そこで、2021年12月21日、従来不十分とされていたこれらの政策の法的枠組みを強化するために「図書館及び公読書の発展に関する法律」が制定された。同法は、公共図書館の①使命、②自由で無料のアクセス、③コレクション、④義務に関する規定を文化遺産法典に加えるほか、公読書の発展 (推進) のための規定を定める。本稿は、同法の概要を紹介し、末尾に同法及び同法による改正後の文化遺産法典第3編の全訳を付す。

はじめに

フランスでは、図書館は、その施設数、利用者数及び利用者の多様性の観点から、公共文化施設の筆頭に位置付けられる⁽¹⁾。また、フランスには、市民に読書の機会を保障することを国や自治体の責務とする「公読書 (lecture publique)」⁽²⁾という概念があり、1945年8月に国民教育省 (Ministère de l'Éducation nationale) に図書館・公読書局 (Direction des Bibliothèques et de la Lecture Publique) が設置されて以降、関連する政策が行われている。現在、その主な担い手は地方公共団体並びに地方公共団体の図書館 (bibliothèque de collectivité territoriale) 及びその連合体 (groupements de collectivités locales)⁽³⁾の図書館 (以下「公共図書館」) である。

2021年12月21日、公共図書館に関する法的規定を補うために「図書館及び公読書の発展に関する法律第2021-1717号」(以下「2021年図書館法」)⁽⁴⁾が制定された。本法律の主な目的は、文化遺産法典⁽⁵⁾第3編 (図書館) に公共図書館の定義及び関連する原則に関する規定を追加することで、図書館及び公読書に関する政策の法的枠組みを強化し、また公読書の発展 (推進) に資することである。本稿は、2021年図書館法の概要を紹介し、末尾に同法及び同法による改正後の文化遺産法典第3編の全訳を付す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年1月20日である。

(1) Sylvie Robert, *Sénat Rapport*, N° 652, 2021.6.2, p.5. <<https://www.senat.fr/rap/120-652/120-6521.pdf>>

(2) 大沼太兵衛「E2304: フランスの図書館ではどのような本が読まれているのか?」『カレントアウェアネス-E』No.398, 2020.9.17. <<https://current.ndl.go.jp/en/e2304>>; Dominique Lahary, “La lecture publique en France,” *Humanisme*, No.320, 2018.3, pp.61-65. <<https://www.cairn.info/revue-humanisme-2018-3-page-61.htm>>

(3) 地方公共団体の連合体は、複数のコミューン (commune. フランスの基礎自治体)、県及び州のレベルで組織される連合体。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.260.

(4) Loi n° 2021-1717 du 21 décembre 2021 relative aux bibliothèques et au développement de la lecture publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044537514>>

I 公共図書館及び公読書

1 フランス社会における公共図書館

(1) 公共図書館の種類と運営主体

フランスの公共図書館には、コミューン立図書館 (bibliothèque municipale)、コミューン共同図書館 (bibliothèque intercommunale) (この2種類の図書館を以下「コミューンの図書館」とする。) 及び県立図書館 (bibliothèque départementale) の3種類がある⁽⁶⁾。図書館の数は16,000館以上、COVID-19 (新型コロナウイルス感染症) 感染拡大⁽⁷⁾以前の年間利用者数はおよそ1200万人とされる⁽⁸⁾。

コミューンの図書館は、指定図書館 (bibliothèque classée)⁽⁹⁾ 及び一般的な図書に関するサービスを提供するそれ以外の図書館の2種類に更に分類される⁽¹⁰⁾。指定図書館の起源は、フランス革命時に遡る。革命時に没収された聖職者及び亡命貴族の蔵書は、国民の財産として各地区の文献保管所 (dépôt littéraire) に集められ、その後、1795年に設立された中央学校 (école centrale. 革命期の中等教育機関) の図書館に保管された。1803年、これらの蔵書が「国の蔵書 (fonds d'État)」として各コミューンに移譲され、コミューン立図書館が設置されることになった。1897年、貴重書を所蔵する図書館に国庫補助を与える指定図書館制度が創設され、革命期の貴重書を所蔵する45 (後に54) のコミューン立図書館が指定図書館に指定された。1931年に指定図書館は国有化されたが、1980年代に行われた地方分権化に伴い、1986年にコミューンに移管された。

一方、県立図書館の起源は、第二次世界大戦後に求められる。1945年8月、国民教育省に図書館・公読書局が創設され⁽¹¹⁾、同局により貸出中央図書館 (Bibliothèque Centrale de Prêt: BCP) が各県に設置された。BCPは一般的な読者を想定した公共図書館であったが、来館サービスは行わず、小規模コミューンを対象に「巡回バス」(bibliobus) による貸出しサービスを行っていた。その後、地方分権化に伴い、1986年以降、BCPは県に移管され、その名称も県立貸出図書館 (Bibliothèque Départementale de Prêt: BDP) に改められた。BDPは、2017年に文化遺産法典第3編が改正された際に県立図書館へと更に改称され、現在に至る。

現在、公共図書館を運営する主体は、コミューン、コミューン間協力公施設法人 (établissement

(5) Code du patrimoine. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006074236>>

(6) コミューン間協力 (intercommunalité. 「市町村間協力」とも訳される。) は、一定の権限を共同で行使し、効率性又は経済性を高めるためのコミューンの協力形態。本稿では、bibliothèque intercommunale を「コミューン共同図書館」と訳出する。中村紘一ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012, p.238.

(7) フランスでは、2020年1月24日にCOVID-19の感染者が初めて確認された。

(8) Robert, *op.cit.*(1). なお、2023年1月1日時点で、フランスの総人口は約6804万人。“Tableau de bord de l'économie française.” L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques website <https://www.insee.fr/fr/outil-interactif/5367857/tableau/20_DEM/21_POP>

(9) 文化遺産法典 L. 第320-1条は指定図書館の一覧をデクレ (décret. 日本の政令に相当する。) により定める旨を規定しており、これに基づき定められた同法典 D. 第320-1条が、指定図書館が設置されるコミューンを列挙している。

(10) 公共図書館の歴史は、岩崎久美子『フランスの図書館上級司書一選抜・養成における文化的再生産メカニズム―』明石書店, 2014, pp.67-70, 94-119; 薬師院はるみ『フランスの公務員制度と官製不安定雇用―図書館職を中心に―』公人の友社, 2019, pp.17-29を参照した。

(11) 1975年7月の省庁再編の結果、公共図書館は文化省 (Ministère de la Culture) の管轄となり、図書館・公読書局は文化省において図書局 (Direction du Livre) と改称された。

public de coopération intercommunale: EPCI)⁽¹²⁾ 及び県である。コミューンは、一般権限条項 (clause de compétence générale)⁽¹³⁾ の適用により図書館の設置及び運営についての責任を有する。EPCI は図書館の設置、運営等を行うことができるが、2021 年図書館法以前の制度では、EPCI の種別により、これを義務付けられている場合と権限として任意で行う場合があった⁽¹⁴⁾。県は、県立図書館を管理することとされる。しかし、2021 年図書館法以前の制度において、県による権限の行使が義務であるか、任意であるかについて、公共図書館に関する主要な規定を定める文化遺産法典⁽¹⁵⁾ 第 3 編では明確にされていなかった。

また、改正前の同第 3 編は、公共図書館の運営 (L. 第 310-1 条)、国による公共図書館の技術的監督 (L. 第 310-2 条)、コミューンの指定図書館への統括司書 (conservateur général)⁽¹⁶⁾ 及び上級司書 (conservateur de bibliothèque)⁽¹⁷⁾ の配置 (L. 第 320-1 条、L. 第 320-2 条) 並びに県に移管された県立貸出図書館の県立図書館への改称 (L. 第 330-1 条) しか規定されておらず、公共図書館の定義規定を置いていないことも問題として指摘されていた⁽¹⁸⁾。

(2) 公共図書館の在り方

近年、フランスの公共図書館は、本の貸出し及び読書スペースの提供にとどまらず、様々なサービス (芸術・文化教育、職業研修・進路指導、情報格差対策) を提供し⁽¹⁹⁾、文化、社会

(12) EPCI は公施設法人のカテゴリーの一つで、大規模都市共同体 (Communauté urbaine. 大都市圏で設立される。)、中規模都市共同体 (Communauté d'agglomération. 中規模都市間で設立される。)、コミューン共同体 (Communauté de communes. 隣接する複数のコミューン間で設立される。) 及びコミューン組合 (Syndicat de communes) といったコミューン間協力 (前掲注 (6) 参照) の様々な法律上の組織を総称する。課税自主権を有する EPCI は、地域の開発計画に関する権限を行使し、当該地域の整備を進めることを目的とする共同体。中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (6), p.188; "EPCI à fiscalité propre: nature des périmètres." L'Observatoire des Territoires website <<https://www.observatoire-des-territoires.gouv.fr/epci-fiscalite-propre-nature-des-perimetres>>

(13) 地方公共団体に一般的、包括的な権限を与えるもの。具体的には、ある行政分野がその管轄区域の利益に関するものであり、当該分野に関する権限が法律により他の階層の地方公共団体や国に排他的に付与されていない場合、ある階層の地方公共団体は、その分野に関する決定、行為等を行うことができるというもの。服部有希「【フランス】地方公共団体の権限の整理及びメトロポールの強制的設立」『外国の立法』No.259-1, 2014.4, pp.14-15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8562407_po_02590106.pdf?contentNo=1>

(14) 図書館に関する権限の行使は、EPCI のうち中規模都市共同体及びコミューン共同体は任意であったが、大規模都市共同体及びメトロポール (métropole. 課税自主権を有する EPCI のうち最大規模のもの) は義務であった。

(15) 2022 年 12 月 21 日現在、文化遺産法典の法律の部は、第 1 編「文化的遺産全体に共通の規定」、第 2 編「記録文書」、第 3 編「図書館」、第 4 編「博物館」、第 5 編「考古学」、第 6 編「歴史的建造物、優良遺産地区及び建築の質」、第 7 編「海外領土に関する規定」の全 7 編から成る。なお、優良遺産地区は、保存、修復、改修又は活用が歴史的、建築的、考古学的、芸術的又は景観的に公益を示す町村又は地区。"Les sites patrimoniaux remarquables." Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Monuments-Sites/Monuments-historiques-sites-patrimoniaux/Les-sites-patrimoniaux-remarquables>>

(16) 図書館において指揮、統率、調整等に関する上級職務を担う。1992 年 1 月 9 日のデクレ第 92-26 号 (Décret n° 92-26 du 9 janvier 1992 portant statut particulier du corps des conservateurs des bibliothèques et du corps des conservateurs généraux des bibliothèques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000721523>>) 第 23 条。

(17) あらゆる性質の図書館のコレクションを構築し、組織し、充実させ、評価し、活用する責任者。1992 年 1 月 9 日のデクレ第 92-26 号第 3 条。

(18) 例えば、文化遺産法典第 2 編「記録文書」及び第 4 編「博物館」は、各編の冒頭に置かれた条文 (L. 第 211-1 条及び L. 第 410-1 条) がそれぞれの定義を定めている。

(19) 例えば、フランス北西部の都市ブレスト (Brest) に 2017 年に開館したフランソワ・ミッテラン・レ・カピュサン・メディアライブラリ (Médiathèque François Mitterrand - Les Capucins) は、資料 (本、CD、DVD、新聞・雑誌) 提供、コンピュータールーム、デジタル技術の利用に関する研修、ビデオゲーム、展覧会、コンサート、映画上映等の提供のほか、講堂、研修室、グループワーク用の部屋を用意している。Robert, *op.cit.*(1), pp.5-10; "[L'histoire des ateliers des Capucins]." Médiathèque BREST website <<https://bibliotheque.brest-metropole.fr/iguana/www>>

又は教育に関する他の組織との連携を強めている。これは、図書館の「第三の場 (troisième lieu 又は tiers lieu)」としての役割と形容される⁽²⁰⁾。

2020年以降のCOVID-19の感染流行も公共図書館の在り方に影響を与えた。フランスでは、COVID-19の感染拡大に対処するため、同年3月24日から同年7月11日まで及び同年10月17日から2021年6月1日までの2回にわたり、公衆衛生上の緊急事態 (état d'urgence sanitaire. 以下「緊急事態」)⁽²¹⁾が発令された。いずれの緊急事態下でも外出制限が発せられ、図書館は閉館又はサービス縮小を余儀なくされた一方、特に1回目の緊急事態下で、遠隔で利用できる資料若しくはデータベース、オンラインでの利用登録制度が拡充されたほか⁽²²⁾、ドライブスルー方式の図書の貸出し・返却、事前予約、閲覧室への入室管理のシステムが整備された。そのため、2回目の緊急事態下では大きな混乱はなかったとされる⁽²³⁾。

2 公読書に関する政策

「公読書」とは、市民に読書の機会を保障することを国や自治体の責務として位置付けるフランス行政独自の概念である⁽²⁴⁾。この言葉は、1910年に刊行されたモレル (Eugène Morel) の著書『公共書店』⁽²⁵⁾の中で公共図書館の機能を示す語として使用され、1945年8月に図書館・公読書局が設置されて以降、広く使用されるようになった⁽²⁶⁾。

現在、公読書に関する政策の主な担い手は地方公共団体及び公共図書館であり、これらは学校、高等教育施設、社会・教育・文化の各分野の組織、乳幼児・高齢者・障害者関連の各組織等、幅広い組織と連携しながら政策を実行する⁽²⁷⁾。これらの組織と連携するにあたり、地方公共団体は、国、他の地方公共団体又は文化施設等と地方読書契約 (contrat territoire-lecture)

main.cls?url=brest_histoire_capucins>

(20) Erik Orsenna et Noël Corbin, “Voyage au pays des bibliothèques, lire aujourd’hui, lire demain,” 2018.2, p.19. Ministère de la Culture website <https://gallery.mailchimp.com/1e809b25a8e0be448d87c3d87/files/5f21433d-7fd7-42e9-babd-369b3b7bb3b5/20182002_Rapport_Voyage_au_pays_des_bibliotheques.pdf>

(21) 感染症の流行により市民の健康が危険にさらされ、大きな被害が生じている状況下で、移動、営業及び集会の自由の制限、財及びサービスの徴用、一時的な物価統制等の措置を講ずることを認めるもの (公衆衛生法典 (Code de la santé publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006072665>>) 第3部第1編第3章第1節の2)。これを含むCOVID-19関連の例外的措置は、2022年7月31日を以て廃止された。奈良詩織「【フランス】COVID-19に対処するための公衆衛生上の緊急事態及び管理制度の廃止」『外国の立法』No.293-1, 2022.10, p.35. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12353398_po_02930113.pdf?contentNo=1>

(22) 萩原 - ノエル咲「新型コロナウイルス感染症流行下におけるフランスの図書館の動き」『日仏図書館情報研究』No.44, 2020, pp.57-72.

(23) このほか、2021年6月9日に導入された衛生パス (passe sanitaire) 及び2022年1月24日に導入されたワクチン・パス (passe vaccinal) も図書館及びその利用者に大きな影響を与えた。衛生パスは、①必要回数分のCOVID-19のワクチン接種の完了、②所定の期間内のPCR検査又は抗原検査の結果 (陰性)、③COVID-19感染からの回復のいずれかを証明するもので、ワクチン・パスはこれらのうち①を証明するものである。2021年7月以降、図書館の利用者は利用時にパスを提示しなければならず、公共施設である図書館がパスの所持の有無を理由に利用者を選別すること等に対してフランス図書館員協会 (Association des Bibliothécaires de France: ABF) 及び公共図書館員が懸念を示していた。奈良詩織「E2471: フランスにおける衛生パスに対する図書館員の抵抗」『カレントアウェアネス -E』No.430, 2022.2.17. <<https://current.ndl.go.jp/e2471>>

(24) 前掲注(2)参照。

(25) Eugène Morel, *La librairie publique*, Armand Colin: Paris, 1910, p.49. <<https://www.enssib.fr/bibliotheque-numerique/documents/48832-la-librairie-publique.pdf>>

(26) Noë Richter, “Histoire de la lecture publique en France.” Bulletin des bibliothèques de France website <<https://bbf.enssib.fr/consulter/bbf-1977-01-0001-001>>

(27) “Une politique de lecture publique en synergie avec le territoire.” Médiathèque départementale de Seine-et-Marne website <<https://mediatheque.seine-et-marne.fr/fr/une-politique-de-lecture-publique-en-synergie-avec-le-territoire>>

を締結することもある⁽²⁸⁾。この契約は、各地方公共団体の状況に応じた内容・形式で柔軟に定めることができるものである。各地方公共団体は、これに基づいて協同したり、国から財政的援助を受けたりすることもできる。このほか、公読書の推進に関する国の取組の例として、2016年以降、所管する公共図書館の開館時間を延長しようとする地方公共団体に対する、地方分権化一般交付金 (dotation générale de décentralisation: DGD)⁽²⁹⁾ の枠内での予算の増額が挙げられる (地方公共団体一般法典⁽³⁰⁾L. 第 1614-10 条)⁽³¹⁾。

2017年に始まるマクロン (Emmanuel Macron) 大統領の政権下では、子どもを対象とする施策が多くみられる。例えば、公読書に関する施策を管轄する文化省のメディア・文化産業総局 (Direction générale des médias et des industries culturelles: DGMIC) が乳幼児や若者の読書の促進のために活動する団体への支援を実施している。また、同局の管轄下で、以下のような施策も行われている⁽³²⁾。

まず、乳幼児期 (特に0～3歳) から本に触れることができるようにするための施策として、2009年から「最初のページ (Premières Pages)」が行われている⁽³³⁾。これは、本へのアクセスに関する不平等の軽減、乳幼児及びその家族の本への関心の向上、出版関連及び乳幼児関連の業界間の協力の促進、幼児文学の評価の向上を目的とする。地方公共団体が主体となり⁽³⁴⁾、乳児を対象とする本の提供、母子保護機関 (service de protection maternelle et infantile)⁽³⁵⁾ での読み聞かせ会等を行っている。

次に、若者に図書館に通う楽しみを知ってもらうための施策として、2018年から「図書館で待ち合わせ (Rendez-vous en bibliothèque)」が行われている⁽³⁶⁾。これは、図書館で授業やワークショップを行うことで若者の図書館に対する認識を広げて、生涯を通じて図書館に通うことに関心を持ってもらおうとするものである。2020年には、10の県で関連する取組が行われた⁽³⁷⁾。

(28) “Les contrats territoire-lecture (CTL).” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Livre-et-lecture/Les-bibliotheques-publiques/Developpement-de-la-lecture-publique/Les-contrats-territoire-lecture-CTL>>

(29) 1983年1月7日の法律 (Loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'État. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000320197>>) の適用により国から委譲された新たな権限に伴って予算上追加された財政負担を補うために、国からコミューン、県及び州に交付される補助金。中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (6), p.164.

(30) Code général des collectivités territoriales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070633>>

(31) DGD 中の特別協力金 (concours particulier) の交付という形で行われる。国の予算に記載された①コミューンの図書館の建設、設備及び機能、②県立図書館の設備の名目の予算が対象となる。“Concours particulier,” 2023.1.4. Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Regions/Drac-Centre-Val-de-Loire/Vos-demarches/Subventions/Livre-Lecture/Bibliotheques/Concours-particulier>> なお、2021年図書館法第11条により、これを受け取ることができる地方公共団体の範囲が拡大された。

(32) 2021年6月17日、マクロン大統領は、詩人のラ＝フォンテーヌ (Jean de la Fontaine, 1621-1695) の生誕400年祭に出席した際に、読書を2021年夏から2022年夏にかけての「国家の大義 (grande cause nationale)」とすると述べた。“La lecture, grande cause nationale: se mobiliser pour la langue française,” 2021.6.17. Elysée website <<https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2021/06/17/la-lecture-grande-cause-nationale-se-mobiliser-pour-la-langue-francaise>>

(33) “Premières Pages: Qu'est-ce que c'est?” Premières Pages website <<https://www.premierespages.fr/editorial/55>>

(34) 2009年に3県で試験的に開始され、現在は66の地方公共団体 (うち47が県、1が海外県、19がコミューン又はEPCI) が参加している。“Accueil.” Premières Pages website <<https://www.premierespages.fr/>>

(35) 母子保護機関は県の機関であり、日本の保健所に類する。

(36) “Les politiques de lecture publique en direction de la jeunesse.” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Livre-et-lecture/Les-bibliotheques-publiques/Developpement-de-la-lecture-publique/Les-politiques-de-lecture-publique-en-direction-de-la-jeunesse>>

(37) “Résultats de l'appel à projet “Rendez-vous en bibliothèque”.” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Regions/Drac-Occitanie/Actualites/Actualite-a-la-une/Resultats-de-l-appel-a-projet-Rendez-vous-en-bibliotheque>>

最後に、読者の年齢や本のジャンルを問わず、全ての人に本及び読書を奨励する施策である「読書の夕べ (Nuit de la lecture)」が2017年以降、毎年開催されている⁽³⁸⁾。開催期間中、フランス国内の図書館等の文化施設のほか、フランス国外の関連施設及びオンラインで朗読、演劇、展示等が行われる。

なお、公読書に関する公共図書館の活動は、文化省のメディア・文化産業総局 (DGMIC) の書籍・読書部 (Service du livre et de la lecture) の公読書調査センター (Observatoire de la lecture publique) による調査の対象になる。同センターは、毎年、各公共図書館の前年の活動の総括から各館の活動 (サービス、コレクション等) に関するデータを収集し、その分析結果をオンラインで公開している⁽³⁹⁾。現在、およそ12,000の図書館及び読書施設⁽⁴⁰⁾がこの調査の対象となっている⁽⁴¹⁾。

II 2021年図書館法の内容

1 2021年図書館法の審議経過と構成

2021年2月3日、文化遺産法典第3編を改正するための議員提出法案がフランス上院に提出された。同法案は、同年6月9日に上院第一読会で、同年10月6日に下院第一読会で、それぞれ修正の上可決され、下院第一読会が修正した法案を、同年12月16日に上院第二読会が修正なしで可決した。同月21日、「図書館及び公読書の発展に関する法律第2021-1717号」が成立し、翌22日に公布された。本法律は、一部を除いて同月23日に施行された。

本法律は、図書館 (の定義) 及びその基本原則 (第1節) 並びに公読書を発展させるための規定 (第2節) の全2節13か条から成る (下表)。本法律は、文化遺産法典、地方公共団体一般法典、公法人財産一般法典⁽⁴²⁾の規定を新設し、又は改正する。

(38) “[Accueil].” Les Nuits de la lecture website <<https://www.nuitsdelalecture.fr/>>

(39) “Synthèses annuelles.” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Livre-et-lecture/Les-bibliotheques-publiques/Observatoire-de-la-lecture-publique/Syntheses-annuelles>>

(40) 主に小さなコミューンに設置される、県立貸出図書館長協会 (Association des directeurs de bibliothèques départementales de prêt. 2017年に県立図書館員協会 (Association des Bibliothécaires Départementaux) に改称。) が定める図書館の基準 (資料購入予算、開館時間、職員、建物) を全て満たさない施設のこと。「図書館類似施設」とも呼ばれる。薬師院, 前掲注 (10), p.23; “Modalités de calcul de la typologie des établissements de lecture publique,” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Livre-et-lecture/Les-bibliotheques-publiques/Observatoire-de-la-lecture-publique/A-propos-de-l-enquete/Modalites-de-calcul-de-la-typologie-des-etablissements-de-lecture-publique>>

(41) “Observatoire de la lecture publique.” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Livre-et-lecture/Les-bibliotheques-publiques/Observatoire-de-la-lecture-publique>>

(42) Code général de la propriété des personnes publiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070299>>

表 法律第 2021-1717 号の構成及び被改正法

<p>第 1 節 図書館及びその基本原則を定める（第 1 条～第 8 条）</p> <p>第 1 条：文化遺産法典 L. 第 310-1A 条（新設） 第 2 条：文化遺産法典 L. 第 320-3 条（新設） 第 3 条：文化遺産法典 L. 第 320-4 条（新設） 第 4 条：文化遺産法典 L. 第 310-3 条（新設） 第 5 条：文化遺産法典 L. 第 310-4 条（新設） 第 6 条：文化遺産法典 L. 第 310-5 条（新設） 第 7 条：文化遺産法典 L. 第 310-6 条（新設） 第 8 条：文化遺産法典 L. 第 310-7 条（新設）</p>
<p>第 2 節 公読書の発展を支える（第 9 条～第 13 条）</p> <p>第 9 条：文化遺産法典 L. 第 330-1 条（一部改正） 第 10 条：文化遺産法典 L. 第 330-2 条（新設） 第 11 条：地方公共団体一般法典 L. 第 1614-10 条（一部改正） 第 12 条：地方公共団体一般法典 L. 第 5211-63 条（新設） 第 13 条：公法人財産一般法典 L. 第 3212-4 条（新設）</p>

（出典）図書館及び公読書の発展に関する 2021 年 12 月 21 日の法律第 2021-1717 号を基に筆者作成。

2 図書館及びその基本原則（第 1 節）

(1) 図書館の使命と活動（第 1 条）

第 1 条は、公共図書館の使命等を定める条文を文化遺産法典に新設する（L. 第 310-1A 条）。同条によると、公共図書館の使命は、全ての者に「文化、情報、教育、研究、知識及び娯楽への平等なアクセス⁽⁴³⁾を保証し、読書の発展を促進する」ことである。これを達成するために図書館が行うべき活動は、①コレクションの構築、保存及び継承、②図書館の使命又はコレクションに関連するサービス、活動及び手段の考案及び実施、③言語遺産（*patrimoine linguistique*）⁽⁴⁴⁾の普及及び振興、④学校、博物館、刑務所及び病院に付属する図書館等との協力である⁽⁴⁵⁾。また、文化遺産に関する役割として、将来への文化遺産の継承並びに知識及び研究の進歩並びにその普及への貢献も定める。このうち、②は、図書館の役割がコレクションの収集及び公開に留まらないことを意味する。②の活動を行うにあたり、障害者がそのサービス等に容易にアクセスできるようにすべきことも明記された。特に、利用に際して必要な能力を十分に有していないイレトリズム（*illettrisme*）⁽⁴⁶⁾又はイレクトロニスム（*illectronisme*）⁽⁴⁷⁾の

(43) アクセス（accès）には、「ある場所に到達し、そこに入り込むこと」等の意味の他に、「ある者又はある集団がその知識を手に入れ、それに精通し、使いこなすことができること」の意味もある。“Définition: accès.” Dictionnaire de française Larousse website <<https://www.larousse.fr/dictionnaires/francais/acc%C3%A8s/420>>

(44) 「言語遺産」は、フランス語及び地域言語（バスク語、ブルトン語等）から成る（文化遺産法典 L. 第 1 条）。奈良詩織「【フランス】地域言語の遺産としての保護及びその振興に関する法律」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, p.42. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708961_po_02880216.pdf?contentNo=1>

(45) 以下、改正の背景は、本法律の審議において上下各院の第一読会で提出された報告書（Robert, *op.cit.*(1); Florence Provendier, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 4484, 2021.9.22. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-cedu/115b4484_rapport-fond.pdf>）及び修正案並びに ABF ウェブサイト（“Mode d’emploi de la loi Robert sur les bibliothèques territoriales,” 2022.10.3. ABF website <<https://www.abf.asso.fr/6/46/984/ABF/mode-d-emploi-de-la-loi-robert-sur-les-bibliotheques-territoriales>>）を参照した。

(46) 就学期間を終えた者が、読み書き、計算等の日常生活の普通の状態において自立するための基本的な能力を十分に使いこなすことができないこと。混同されやすい語に、学校教育を受けていないために読み書き等ができないことを意味する「アナルファベティスム（*analphabétisme*）」がある。“Les définitions / De quoi parle-t-on? / Illettrisme / Accueil.” Agence Nationale de Lutte contre l’illettrisme website <<http://www.anlci.gouv.fr/Illettrisme/De-quoi-parle-t-on/Les-definitions>>

(47) 電子メールの送信、ソフトウェアの利用等のデジタルに関する基本的な能力を有していないこと又は能力的に、若しくは物理的にインターネットを利用できないこと。“Une personne sur six n’utilise pas Internet, plus d’un

人々が利用できるような音声資料等の資料を提供することが期待される。④は、本の貸出し、イベントの企画等の形で行われることが想定されている。

このほか、これらの図書館の使命は、①思想及び意見の多元性の保障、②公共サービスへのアクセスの平等、③公共サービスの可変性及び中立の原則の尊重に基づいて遂行されるべきことが定められた。③のうち、中立は従来公務員に求められている姿勢であり⁽⁴⁸⁾、特に宗教的な意見の表明は禁じられる。また、公共サービスの可変性は、科学技術や利用者の変化に応じて公共サービスも変化し続けるべきことを意味する。

(2) 図書館への自由で無償のアクセス (第2条、第3条)

第2条及び第3条は、コミューンの図書館へのアクセスが自由で無料であることを定める条文を文化遺産法典に新設する (L. 第320-3条及びL. 第320-4条)。これらは新しい権利を定めるものではなく、既存のコミューンの図書館のあり方を法律に定めることで、それを強化するものである。特に、第3条は経済的理由により利用者が選別されることのないよう、無料で利用できることを定めるものであり、具体的には、①これらの図書館への入館が無料であること、②図書館が所蔵するコレクションについて、館内で、無料で相談することができることを定める。ただし、資料の貸出しについては料金を徴収することが可能であり、例えば図書館カードの発行により料金を徴収することが想定される。

(3) 図書館のコレクション (第4条～第6条)

第4条は、図書館のコレクションの定義を定める条文を文化遺産法典に新設する (L. 第310-3条)。同条は、図書館のコレクションの定義を「本、並びに音声資料及び視聴覚資料のような、[図書館の] 使命の達成に必要なその他の資料及び対象物」と定める。「その他の資料及び対象物」について、具体的にはCD、DVD、ゲーム、電子書籍等が想定されており、幅広い資料種から柔軟に収集できるよう、このような表現が用いられた。

第5条は、図書館のコレクションの多元性及び多様性について定める条文を文化遺産法典に新設する (L. 第310-4条)。同条によると、図書館のコレクションは、多元的で多様であり、かつ、知識、思想及び意見並びに出版物の多様性を示すものである。コレクションは、特定の政治的・イデオロギー的意見を排除したものであってはならず、様々な政治的意見の代表的な著作物を含むよう努めなければならない。また、これらのコレクションは、図書館内でも、ウェブサイトやデータベース等により遠隔でも利用し、又は情報を入手することができるようにされる。この規定の背景には、先述のとおり、COVID-19の感染拡大期間中に遠隔での図書館の利用方法が拡充されたことがある。さらに、コレクションの多元性を強化するために、コレクションのイデオロギー的、政治的又は宗教的な検閲の禁止も定められた⁽⁴⁹⁾。

usager sur trois manque de compétences numériques de base.” L’Institut National de la Statistique et des Études Économiques website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4241397>>

(48) Loi n° 2016-483 du 20 avril 2016 relative à la déontologie et aux droits et obligations des fonctionnaires. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000032433852>> この規定は、2022年3月1日に施行された公務員一般法典 (Code général de la fonction publique. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000044416551>) L. 第121-1条として法典化された。

(49) 検閲の禁止は、1994年に採択された「ユネスコ公共図書館宣言 (IFLA/UNESCO Public Library Manifesto 1994)」にも定められている。「ユネスコ公共図書館宣言 1994年」国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions) ウェブサイト <<https://repository.ifla.org/handle/123456789/185>>

第6条は、図書館のコレクションを充実させるために、それらを定期的に更新し、改編すべきことを定める条文を文化遺産法典に新設する（L. 第310-5条）。本条は「動産の普通財産（domaine privé mobilier）」のみに適用される。普通財産は行政財産（domaine public）以外のものであり（公法人財産一般法典L. 第2211-1条）、「動産の普通財産」は「動産の行政財産（domaine public mobilier）」と対比した表現である。「動産の行政財産」は、「歴史的、芸術的、考古学的、科学的又は技術的に公益のある財」であり、図書館については「古く、希少な、又は貴重な資料のコレクション」が該当する（同法典L. 第2112-1条）。これらは、その保存の観点から、譲渡不可能で絶対不可侵のものとしてされる⁽⁵⁰⁾。すなわち、本条が対象とする「動産の普通財産」は、「古く、希少な、又は貴重な資料のコレクション」を除く譲渡可能な図書館のコレクションを指す。

(4) 図書館の義務（第7条、第8条）

第7条は、公共図書館の資料に関する戦略の統括方針に関する規定を文化遺産法典に新設する（L. 第310-6条）。同条は、公共図書館が資料に関する戦略⁽⁵¹⁾の統括方針を作成し、定期的に更新すべきものとする。この統括方針は、当該図書館を管轄する地方公共団体の審議機関（コミューン会、コミューン連合会又は県会）に提出される。統括方針に対する審議機関での投票による承認は義務ではないが、審議機関で承認されることになれば、これらの方針に正当性が付与される。同条は作成頻度等を定めていないことから、方針の作成・更新の方法は、地方行政の裁量に委ねられている。このほか、文化的、教育的及び社会的組織、刑務所並びに乳幼児受入れ機関（保育園等）と図書館との連携についても定められた。その理由として、①図書館の利用者のうち、障害者、社会医療施設利用者、入院中の患者又は受刑者の読書及び文化へのアクセスを優先すべきこと、②読書の嗜好（しこう）は乳児期から形成され始めるため、図書館と乳幼児受入れ機関との連携が非常に重要であることが挙げられる。

第8条は、公共図書館の職員に関する規定を文化遺産法典に新設する（L. 第310-7条）。同条によると、公共図書館の職員は、図書館の使命（同法典L. 第310-1A条）の遂行に必要な職業資格を有する者でなければならない。ただし、具体的な資格は定められていない。本条の目的は、図書館員という職業が自然発生的なものではなく、相応の能力を必要とする旨を定めることで、図書館員という職業の価値を認めることにある。

3 公読書の発展（推進）（第2節）

(1) 県立図書館関連の規定（第9条、第10条）

第9条は、県が県立図書館を廃止することを禁ずる規定を文化遺産法典L. 第330-1条に追加する。県立図書館は、コレクションや研修の提供を通じてコミューンの図書館を支援しており、農村の小さな図書館が機能するために必要不可欠な存在とされる。それにもかかわらず、2016年、県の施策の変更を理由にパリの西に位置するイヴリーヌ県（Yvelines）の県立図書館

(50) “Veiller aux biens culturels du domaine public.” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Circulation-des-biens-culturels/Les-champs-d-action-du-Ministere/Veiller-aux-biens-culturels-du-domaine-public>>

(51) 図書館のコレクションを整備するためのプロセスのことで、コレクションの収集・保存・廃棄及びコレクションの貸出し・閲覧に関する方針を含む。“Politique documentaire.” École nationale supérieure des sciences de l’information et des bibliothèques website <<https://www.enssib.fr/le-dictionnaire/politique-documentaire>>

が閉鎖された⁽⁵²⁾。本条は、このような事態を繰り返さないために制定された。

第10条は、県立図書館の使命を定める条文を文化遺産法典に新設する（L. 第330-2条）。同条によると、県立図書館の使命は、①全ての者の文化、情報、教育、研究、知識及び娯楽への平等なアクセスを保障するための図書館に関する地理的な公平性⁽⁵³⁾の向上、②公共図書館のネットワーク化の促進、③その他の公共図書館へのコレクション又はサービスの提供、④公共図書館員の養成、⑤公読書の推進に関する計画の作成である。本条は、従来の県立図書館の使命を法的に定めるものであり、その権限等に変更を加えるものではない。

①は、本法律第1条で言及されている内容と同一であるが、これに県立図書館独自の使命として、所在する地方においてサービスが行き届く範囲を広げるよう努めるべきことを加える。②は、複数の図書館間での共通の文化的活動の実施、コレクションの活用における協力等の形で行われることが想定されている。③は、県立図書館が従来担ってきた役割である。④は、本法律以前から県立図書館はその他の公共図書館員に対して継続的に職業教育を提供してきたが、その提供をボランティア職員にも広げるものである。⑤は、県立図書館が県レベルでの計画を作成すべきことを定める。

(2) その他の規定（第11条～第13条）

第11条は、地方分権化一般交付金（DGD）の枠内で増額される予算⁽⁵⁴⁾を受け取る対象となる地方公共団体の連合体を拡大する規定を地方公共団体一般法典L. 第1614-10条に追加する。本法律以前の制度では、県、コミューン及びコミューン間協力公施設法人（EPCI）のみが対象であったが、第11条により、大都市拠点圏（pôle métropolitain）⁽⁵⁵⁾、地方・農村均衡拠点（pôle d'équilibre territorial et rural）⁽⁵⁶⁾等、EPCI以外の地方公共団体の連合体も特別協力を金を受け取ることができるようになった。

第12条は、EPCIによる公読書の推進に関する計画の作成に関する規定を地方公共団体一般法典に加える（L. 第5211-63条）。本法律第10条（文化遺産法典L. 第330-2条）が県立図書館による県レベルでの計画の作成について定めているが、第12条は、EPCIによる作成に関する規定である。本法律以前は、EPCIの種別ごとに図書館に関する権限の行使が任意か義務かに違いがあったが⁽⁵⁷⁾、これを改め、権限の行使の方法を統一する。本条は、EPCIの種別にかかわらず、EPCIが公読書を当該EPCIに参加するコミューンに共同の利益であるとする場合

(52) 同県の公読書に関する新しい施策は書庫や読書スペースを必要としないものだったため、図書館が入る施設が閉鎖された。なお、この新しい施策について、図書館に関する様々な監督及び評価を行う図書館総監督局（Inspection Générale des Bibliothèques）は、施設、公読書関連計画及びサービスが不十分であることを問題点として指摘した。“La nouvelle politique de lecture publique du Département des Yvelines,” 2017.9.12. Ministère de l'Enseignement Supérieur de la Recherche website <https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/sites/default/files/imported_files/documents/rapport_bibliotheques_809357.pdf>

(53) 改正後の条文では、couverture territoriale という表現が用いられている。

(54) 前掲注(31)参照。

(55) 2010年12月16日の法律第2010-1563号（Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000023239624>>）により制度化された、持続可能な発展モデルの推進等を目的として、複数の課税自主権を有するEPCIを再編した公施設法人。“Qu'est-ce qu'un pôle métropolitain?” 2021.3.2. Vie publique website <<https://www.vie-publique.fr/fiches/20131-quest-ce-quun-pole-metropolitain>>

(56) 農村を含め、メトロポール（前掲注(14)参照）外に位置する地方が利用できる協力手段を形成するための、複数の課税自主権を有するEPCIから成る公施設法人。“Qu'est-ce qu'un pôle d'équilibre territorial et rural?” 2021.1.13. Vie publique website <<https://www.vie-publique.fr/fiches/20134-quest-ce-quun-pole-dequilibre-territorial-et-rural-petr>>

(57) 前掲注(14)参照。

には、当該 EPCI は公読書の推進に関する計画を作成し、実行すべきことを定める。本条は 2023 年 1 月 1 日から施行される。

第 13 条は、図書館が所蔵する資料の非営利組織等への無償譲渡及び譲渡を受けた非営利組織等による有償譲渡（転売）に関する規定を公法人財産一般法典に加える（L. 第 3212-4 条）。具体的には、フランス国立図書館（Bibliothèque nationale de France）、公共情報図書館（Bibliothèque publique d'information）、国の公施設法人の図書館、公共図書館は、「動産の行政財産」に該当しない自館の所蔵資料のうち、使用しなくなった資料を所定の組織⁽⁵⁸⁾に無償譲渡することができ、かつ、当該組織がそれらの資料を別の組織に転売することができるとする。なお、本条に従い図書館が譲渡する資料は、非常に傷んでいる資料又は利用が非常に少ない資料のいずれかであることが想定されるため、新刊書市場への不利益はわずかであると考えられている⁽⁵⁹⁾。

おわりに

2021 年図書館法により文化遺産法典第 3 編に追加された規定は公共図書館に新たな義務を課すものではなく、公共図書館の使命、公共図書館へのアクセス、コレクションの整備について、従来公共図書館が行っていた取組を法的に規定するものである。これにより、フランスにおける公共図書館の法的な位置付けがより明確になり、従来法的根拠を伴わずに行われてきた公共図書館の取組は補強されることになる。公読書に関する政策についても、2021 年図書館法により、特に県立図書館の使命及び公読書に関する地方公共団体の権限が明確にされた。

一方、フランス下院議員からは、図書館員の権利及び資格を有する司書の職業の保護に関する規定並びに国内全域からの図書館へのアクセスの平等の保証に関する規定が存在しないことへの懸念の声等が挙がっていた⁽⁶⁰⁾。今後、こうした懸念を払しょくするような検討及び法典の改正がなされるのか、また 2021 年図書館法により法的根拠を与えられた公共図書館の取組及び公読書の推進政策がどのような方向に進展するのか、今後のフランスの図書館関連の動向が注目される。

（なら しおり）

(58) ①福祉事業に出資する基金若しくは団体で、慈善、教育、科学、社会、人道、スポーツ、家族若しくは文化の分野の、又は芸術的遺産の活用、自然環境の保護若しくは文化、言語、フランスの科学的知識の伝播を目指すもの、②社会的連帯経済（économie sociale et solidaire）の担い手となる協同組合等のいずれか。

(59) Provendier, *op.cit.*(45), p.27.

(60) “Les députés adoptent à l’unanimité la “Loi bibliothèques”,” 2021.10.6. Actualité website <<https://actualitte.com/article/102757/bibliotheque/les-deputes-adoptent-a-l-unanimité-la-loi-bibliotheques>>

図書館及び公読書の発展に関する 2021 年 12 月 21 日の法律第 2021-1717 号

Loi n° 2021-1717 du 21 décembre 2021 relative aux bibliothèques et au développement de la lecture publique

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 奈良 詩織 訳

【目次】

第 1 節 図書館及びその基本原則を定める (第 1 条～第 8 条)

第 2 節 公読書の発展を支える (第 9 条～第 13 条)

第 1 節 図書館及びその基本原則を定める (第 1 条～第 8 条)

第 1 条

文化遺産法⁽¹⁾典第 3 編第 1 章の冒頭に、次の L. 第 310-1A 条を加える。

「L. 第 310-1A 条 地方公共団体の図書館⁽²⁾又は地方公共団体の連合体⁽³⁾の図書館は、全ての者の、文化、情報、教育、研究、知識及び娯楽への平等なアクセス⁽⁴⁾を保証し、読書の発展を促進する使命を有する。そのために、これらの図書館は、次に掲げる行為を行う。

「1° 物理的形態又は電子的形態で、L. 第 310-3 条に規定する資料及び対象物のコレクションを構築し、保存し、及び継承する。

「2° [図書館の] 使命又はコレクションに関連するサービス、活動及び手段を考案し、実施する。図書館は、これらのサービス、活動及び手段に障害者が容易にアクセスできるようにする。図書館は、イレトリズム⁽⁵⁾及びイレクトロニズム⁽⁶⁾の減少に貢献する⁽⁷⁾。図

* この翻訳は、Loi n° 2021-1717 du 21 décembre 2021 relative aux bibliothèques et au développement de la lecture publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044537514>> を訳出したものである。[] 内は訳者による補記。また、脚注に示した改正後の規定の下線部は、本法律により改正された箇所である。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023 年 1 月 20 日である。

(1) Code du patrimoine. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006074236>>

(2) コミュン立図書館 (bibliothèque municipale)、コミューン共同図書館 (bibliothèque intercommunale) 及び県立図書館 (bibliothèque départementale) のこと。なお、コミューン (commune) はフランスの基礎自治体。

(3) 地方公共団体の連合体 (groupements de collectivités locales) は、複数のコミューン、県及び州のレベルで組織される連合体のこと。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.260。

(4) アクセス (accès) には、「ある場所に到達し、そこに入り込むこと」等の意味の他に、「ある者又はある集団がその知識を手に入れ、それに精通し、使いこなすことができること」の意味もある。“Définition: accès.” Dictionnaire de française Larousse website <<https://www.larousse.fr/dictionnaires/francais/acc%C3%A8s/420>>

(5) イレトリズム (illettrisme) は、就学期間を終えた者が、読み書き、計算等の日常生活の普通の状況において自立するための基本的な能力を十分に使いこなすことができないこと。混同されやすい語に、学校教育を受けていないために読み書き等ができないことを意味する「アナルフアベティズム (analphabétisme)」がある。“Les définitions / De quoi parle-t-on? / Illettrisme / Accueil.” Agence Nationale de Lutte contre l'illettrisme website <<http://www.anlci.gouv.fr/Illettrisme/De-quoi-parle-t-on/Les-definitions>>

(6) イレクトロニズム (illelectronisme) は、電子メールの送信、ソフトウェアの利用等のデジタルに関する基本的な能力を有していないこと又は能力的に、若しくは物理的にインターネットを利用できないこと。“Une personne sur six n'utilise pas Internet, plus d'un usager sur trois manque de compétences numériques de base.” L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4241397>>

(7) この規定は、下院本会議で、会派「共和国前進 (Groupe La République en Marche)」(当時) 所属の議員ら、同

書館は、その仲介 [médiation] の活動により、人々の参加及び多様化並びに彼らの文化的権利の行使を保証する。

「3° 言語遺産⁽⁸⁾の普及及び振興に寄与する。

「4° 文化的、教育的及び社会的組織並びに刑務所と協力する。

「また、図書館は、自館が保存する文化遺産を将来の世代に伝える。そのために、図書館は、知識及び研究の進歩並びにその普及に貢献する。

「これらの使命は、思想及び意見の傾向の多元性、公共サービスへのアクセスの平等並びに公共サービスの可変性及び中立の原則の尊重の下に遂行される。」

第2条

次の文化遺産法典 L. 第 320-3 条を加える。

「L. 第 320-3 条 コミューン立図書館及びコムニオン共同図書館へのアクセスは、自由である。」

第3条

次の文化遺産法典 L. 第 320-4 条を加える。

「L. 第 320-4 条 コミューン立図書館及びコムニオン共同図書館へのアクセス並びにそのコレクションについてのその場での相談は、無料である。」

第4条

次の文化遺産法典 L. 第 310-3 条を加える。

「L. 第 310-3 条 地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館のコレクションは、本、並びに音声資料及び視聴覚資料等の [図書館の] 使命の達成に必要なその他の資料及び対象物から成る。」

第5条

次の文化遺産法典 L. 第 310-4 条を加える。

「L. 第 310-4 条 地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館のコレクションは、多元的で多様である。これらのコレクションは、それぞれのレベル及び専門において、知識、思想及び意見の傾向並びに出版物の多様性を示す。これらのコレクションは、イデオロギー的、政治的若しくは宗教的な検閲又は商業的圧力のあらゆる形態から守られなければならない。これらのコレクションは、全ての人々が、その場で、又は遠隔で利用できるようにされる。」

第6条

次の文化遺産法典 L. 第 310-5 条を加える。

「L. 第 310-5 条 所有者の公法人の動産の普通財産⁽⁹⁾に属する地方公共団体の図書館又は

会派所属のプロヴァンディエ (Florence Provendier) 議員及び会派「民主・独立連合・独立諸派 (Groupe UDI et Indépendants)」(当時) 所属の議員らがそれぞれ提出した修正案の可決により挿入された。このうち「民主・独立連合・独立諸派」所属の議員らの修正案によると、図書館には、発達性読み書き障害 (ディスレクシア) 等を持つ人々が利用できるような音声資料等を提供することが期待されている。

(8) 「言語遺産 (patrimoine linguistique)」は、フランス語及び地域言語 (バスク語、ブルトン語等) から成る (文化遺産法典 L. 第 1 条)。奈良詩織「【フランス】地域言語の遺産としての保護及びその振興に関する法律」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, p.42. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708961_po_02880216.pdf?contentNo=1>

(9) 普通財産 (domaine privé) は、行政財産 (domaine public) に属さないものことであり (公法人財産一般法典 (Code général de la propriété des personnes publiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070299>>) L. 第 2211-1 条)、本条が定める「動産の普通財産 (domaine privé mobilier)」は、「動

地方公共団体の連合体の図書館のコレクションは、定期的に更新され、改編される。」

第 7 条

次の文化遺産法典 L. 第 310-6 条を加える。

「L. 第 310-6 条 地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館は、資料に関する戦略⁽¹⁰⁾の統括方針を作成し、地方公共団体又は地方公共団体の連合体の審議機関⁽¹¹⁾に提出し、定期的に更新する。また、図書館は、文化的、教育的及び社会的組織、刑務所並びに乳幼児受入れ施設との連携を表明する。この表明の後に審議機関の投票〔による承認〕が行われ得る。」

第 8 条

文化遺産法典第 3 編第 1 章の末尾に、L. 第 310-7 条を加える。

「L. 第 310-7 条 地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館で働く職員は、L. 第 310-1A 条に規定する使命を遂行するのに必要な職業資格を提示する。」

第 2 節 公読書の発展を支える（第 9 条～第 13 条）

第 9 条

文化遺産法典 L. 第 330-1 条の末尾に、次の一文を加える。「県は、これら〔の図書館〕を廃止することも、維持すること又は機能させることをやめることもできない。」

第 10 条

文化遺産法典第 3 編第 3 章の末尾に、L. 第 330-2 条を加える。

「L. 第 330-2 条 県立図書館は、県レベルで、次に掲げる使命を有する。

「1° 全ての者に文化、情報、教育、研究、知識及び娯楽への平等なアクセスを提供するために、図書館の地方におけるカバー率 [couverture territoriale]⁽¹²⁾を向上させる。

「2° 地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館のネットワーク化を促進する。

「3° コレクション及びサービスを、地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館に提供し、必要に応じて人々に直接提供する。

「4° 地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館の職員及び一時的協力者 [collaborateur occasionnel]⁽¹³⁾の職業教育に貢献する。」

産の行政財産 (domaine public mobilier)」と対比した表現である。「動産の行政財産」は、「歴史的、芸術的、考古学的、科学的又は技術的に公益のある財」のことであり、その具体例として「図書館の古く、希少な、又は貴重な文書のコレクション」が挙げられる (同法典 L. 第 2112-1 条)。この「動産の行政財産」は、その保存の観点から、譲渡不可能で、絶対不可侵のものである。すなわち、本条が対象とする「動産の普通財産」は、「古く、希少な、又は貴重な文書のコレクション」を除く、譲渡可能な図書館のコレクションということになる。“Veiller aux biens culturels du domaine public,” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Circulation-des-biens-culturels/Les-champs-d-action-du-Ministere/Veiller-aux-biens-culturels-du-domaine-public>>

(10) 図書館のコレクションを整備するためのプロセスのことで、コレクションの収集・保存・廃棄及びコレクションの貸出し・閲覧に関する方針を含む。“Politique documentaire.” École nationale supérieure des sciences de l’information et des bibliothèques website <<https://www.enssib.fr/le-dictionnaire/politique-documentaire>>

(11) コミュニオン会、コミューン連合議会又は県会のこと。

(12) 図書館に関する地理的な公平性についての規定であり、所在する地方においてサービスが行き届く範囲を広げるよう努めるべきことを意味する。

(13) 公務員の資格を持たずに、特に公共サービスに該当する任務の遂行に貢献する者。Rémy Cabrillac (sous la

「5° 県会により承認される、公読書の発展に関する計画を作成する。」

第11条

地方公共団体一般法典⁽¹⁴⁾L. 第1614-10条を、次のように改める⁽¹⁵⁾。

- 1° 第1項第2文中、「コミューン間協力公施設法人⁽¹⁶⁾」を「地方公共団体の連合体」に改める。
- 2° 第2項の冒頭の「ただし、」を削る。

第12条

- I. 地方公共団体一般法典第5部第2編第1章第1節第10款の末尾に、次のL. 第5211-63条を加える。

「L. 第5211-63条 コミューン間協力公施設法人が、公読書はコミューン共同の利益であると定める場合、同公施設法人は、公読書の発展に関する計画を作成し、実行する。」

- II. Iは、2023年1月1日に施行される。

第13条

- I. 公法人財産一般法典第3部第2編第1章第2節第2款第2目の末尾に、次のL. 第3212-4条を加える。

「L. 第3212-4条 国立図書館、国の公施設法人の図書館、地方公共団体の図書館及び地方公共団体の連合体の図書館に属する、L. 第2112-1条⁽¹⁷⁾に該当しない資料で、これらの図書館が使用することのできなくなった資料は、租税一般法典⁽¹⁸⁾第238の2条1のa⁽¹⁹⁾に

direction de), Christophe Albiges et al., *Dictionnaire du vocabulaire juridique 2023*, 14e édition, Paris: LexisNexis, 2022, p.110. 本法律においては、図書館で活動するボランティアがこれに該当する。

(14) Code général des collectivités territoriales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070633>>

(15) 改正後の地方公共団体一般法典L. 第1614-10条の規定は、次のとおり。

「コミューン立図書館及びコミューン共同図書館の建設、設備及び機能並びに県立図書館の設備の名目で、国家予算に予め記載された予算は、地方分権化一般交付金の特別協力金の対象となる。これらは、文化遺産法典L. 第310-1条及びL. 第330-1条に従って行使する権限として、投資事業及び経常支出を行う県、コミューン及び地方公共団体の連合体との間で、国の代表者により分配される。

第1項に規定するコミューン立図書館及びコミューン共同図書館並びに県立図書館に関する特別協力金の名目での国の経済的利益参加は、次に掲げる2つの状況において認められる権限以外の自治体の権限に応じて、主に職員給与費、保全費及び様々な経常費を再編する現在の経常支出の全部又は一部を負担する効果を有してはならない。

1° 法律行為の実行の際に認められる、最初の、かつ更新できない援助。

2° 図書館の開館時間の延長又は変更の計画のために認められる最初の援助。

〔最終項省略〕

地方分権化一般交付金 (dotation générale de décentralisation) は、1983年1月7日の法律第83-8号 (Loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'État. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000320197>>) の適用により国から委譲された新たな権限に伴って予算上追加された財政負担を補うために、国からコミューン、県及び州に公布される補助金。中村紘一ほか監訳, *Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012, p.164.*

(16) コミューン間協力公施設法人 (établissement public de coopération intercommunale: EPCI) は公施設法人のカテゴリの一つで、大規模都市共同体 (Communauté urbaine. 大都市圏において設立される。)、中規模都市共同体 (Communauté d'agglomération. 中規模都市の間において設立される。)、コミューン共同体 (Communauté de communes. 隣接する複数のコミューン間において設立される。)及びコミューン組合 (Syndicat de communes) といったコミューン間協力 (一定数の権限を共同で行使し、効率性又は経済性を高めるためのコミューン間の協力形態。) の様々な法律上の組織を総称する。中村ほか監訳 *Termes juridiques 研究会訳, 前掲注 (15), p.188; "EPCI à fiscalité propre: nature des périmètres." L'Observatoire des Territoires website <<https://www.observatoire-des-territoires.gouv.fr/epci-fiscalite-propre-nature-des-perimetres>>*

(17) 前掲注 (9) 参照。

(18) Code général des impôts. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006069577>>

規定する団体の契約に関する 1901 年 7 月 1 日の法律⁽²⁰⁾に該当し、その資金が福祉事業のために使われる基金若しくは団体又は社会的連帯経済に関する 2014 年 7 月 31 日の法律第 2014-856 号第 1 条 II⁽²¹⁾に規定する組織に無償で譲渡される。この法典 L. 第 3212-2 条⁽²²⁾及び L. 第 3212-3 条⁽²³⁾の例外として、これらの資料は、これらの基金、団体及び組織により有償で譲渡される。」

本法律は、国の法律として施行される。

(なら しおり)

(19) 租税一般法典第 238 の 2 条 1 は、減税対象となる、所得税又は法人税の納税義務を有する企業による支払に関する規定であり、これに該当する場合として、同 1 の a は、①慈善、教育、科学、社会、人道、スポーツ、家族、文化に関する、又は②芸術的遺産の活用、自然環境の保護又は文化、言語、フランスの科学的知識の伝播を目指す公益事業又は公益組織のための支払が、企業の設立のために行われる場合を定める。

(20) Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006069570>>

(21) Loi n° 2014-856 du 31 juillet 2014 relative à l'économie sociale et solidaire. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000029313296>> 同法第 1 条は、経済部門の 1 つである社会的連帯経済 (économie sociale et solidaire) の定義を定め、同条 II は、その担い手を協同組合、共済組合、非営利団体及び基金のほか、所定の条件を満たす会社と定める。同法については、服部有希「【フランス】社会的連帯経済法—利益追求型経済から社会の再生へ—」『外国の立法』No.261-2, 2014.11, pp.8-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8802175_po_02610204.pdf?contentNo=1> 参照。

(22) 公法人財産一般法典 L. 第 3212-2 条は、国又は国の公施設法人による動産の無償譲渡に関する規定。

(23) 公法人財産一般法典 L. 第 3212-3 条は、同法典 L. 第 3212-2 条の規定の一部が、地方公共団体、地方公共団体の連合体及びその公施設法人に適用されることを定める規定。これにより、地方公共団体、地方公共団体の連合体及びその公施設法人は、使用しなくなった情報機器等を所定の団体等に無償譲渡することができる。

文化遺産法典（抄）

Code du patrimoine

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 奈良 詩織 訳

【目次】（太字は訳出した箇所）

法律の部

第1編 文化的遺産全体に共通の規定

第2編 記録文書

第3編 図書館

第4編 博物館

第5編 考古学

第6編 歴史的建造物、優良遺産地区及び建築の質

第7編 海外領土に関する規定

第1章 共通規定（L. 第310-1A条～L. 第310-7条）

L. 第310-1A条

地方公共団体の図書館⁽¹⁾又は地方公共団体の連合体⁽²⁾の図書館は、全ての者の、文化、情報、教育、研究、知識及び娯楽への平等なアクセス⁽³⁾を保証し、読書の発展を促進する使命を有する。そのために、これらの図書館は、次に掲げる行為を行う⁽⁴⁾。

- 1° 物理的形態又は電子的形態で、L. 第310-3条に規定する資料及び対象物のコレクションを構築し、保存し、及び継承する。
- 2° [図書館の] 使命又はコレクションに関連するサービス、活動及び手段を考案し、実施する。図書館は、これらのサービス、活動及び手段に障害者が容易にアクセスできるようにする。図書館は、イレトリズム⁽⁵⁾及びイレクトロニズム⁽⁶⁾の減少に貢献する⁽⁷⁾。

* この翻訳は、Code du patrimoine, Livre III. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006074236/LEGISCTA000006129162> を訳出したものである。訳出した第3編は、「図書館及び公読書の発展に関する2021年12月21日の法律第2021-1717号」（以下「2021年図書館法」）による改正を反映している。[]内は訳者による補記。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年1月20日である。

(1) コミュン立図書館 (bibliothèque municipale)、コミューン共同図書館 (bibliothèque intercommunale) 及び県立図書館 (bibliothèque départementale) のこと。なお、コミューン (commune) はフランスの基礎自治体。

(2) 地方公共団体の連合体 (groupements de collectivités locales) は、複数のコミューン、県及び州のレベルで組織される連合体のこと。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.260。

(3) アクセス (accès) には、「ある場所に到達し、そこに入り込むこと」等の意味の他に、「ある者又はある集団がその知識を手に入れ、それに精通し、使いこなすことができること」の意味もある。“Définition: accès.” Dictionnaire de française Larousse website <<https://www.larousse.fr/dictionnaires/francais/acc%C3%A8s/420>>

(4) L. 第310-1A条は2021年図書館法第1条により新設された。

(5) イレトリズム (illettrisme) は、就学期間を終えた者が、読み書き、計算等の日常生活の普通の状況において自立するための基本的な能力を十分に使いこなすことができないこと。混同されやすい語に、学校教育を受けてい

図書館は、その仲介〔*médiation*〕の活動により、人々の参加及び多様化並びに彼らの文化的権利の行使を保障する。

3° 言語遺産⁽⁸⁾の普及及び振興に寄与する。

4° 文化的、教育的及び社会的組織並びに刑務所と協力する。

また、図書館は、自館が保存する文化遺産を将来の世代に伝える。そのために、図書館は、知識及び研究の進歩並びにその普及に貢献する。

これらの使命は、思想及び意見の傾向の多元性、公共サービスへのアクセスの平等並びに公共サービスの可変性及び中立の原則の尊重の下に遂行される。

L. 第 310-1 条

地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館は、当該図書館を管轄する公共団体により組織され、費用を賄われる⁽⁹⁾。

L. 第 310-2 条

地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館の活動は、国の科学技術的監督に従う。この監督の方法は、コンセイユ・デタ⁽¹⁰⁾の議を経て制定されるデクレ⁽¹¹⁾により定められる⁽¹²⁾。

L. 第 310-3 条

地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館のコレクションは、本、並びに音声資料及び視聴覚資料等の〔図書館の〕使命の達成に必要なその他の資料及び対象物から成る⁽¹³⁾。

L. 第 310-4 条

地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館のコレクションは、多元的で多様である⁽¹⁴⁾。これらのコレクションは、それぞれのレベル及び専門において、知識、思想

ないために読み書き等ができないことを意味する「アナルファベティスム (*analphabétisme*)」がある。“Les définitions / De quoi parle-t-on? / Illettrisme / Accueil.” Agence Nationale de Lutte contre l'illettrisme website <<http://www.anlci.gouv.fr/Illettrisme/De-quoi-parle-t-on/Les-definitions>>

(6) イレクトロニスム (*illectronisme*) は、電子メールの送信、ソフトウェアの利用等のデジタルに関する基本的な能力を有していないこと又は能力的に、若しくは物理的にインターネットを利用できないこと。“Une personne sur six n'utilise pas Internet, plus d'un usager sur trois manque de compétences numériques de base.” L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4241397>>

(7) この規定は、下院本会議で、会派「共和国前進 (Groupe La République en Marche)」(当時) 所属の議員ら、同会派所属のプロヴァンディエ (Florence Provendier) 議員及び会派「民主・独立連合・独立諸派 (Groupe UDI et Indépendants)」(当時) 所属の議員らがそれぞれ提出した修正案の可決により挿入された。このうち「民主・独立連合・独立諸派」所属の議員らの修正案によると、図書館には、発達性読み書き障害 (ディスレクシア) 等を持つ人々が利用できるような音声資料等を提供することが期待されている。

(8) 「言語遺産 (*patrimoine linguistique*)」は、フランス語及び地域言語 (バスク語、ブルトン語等) から成る (文化遺産法典 L. 第 1 条)。奈良詩織「【フランス】地域言語の遺産としての保護及びその振興に関する法律」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, p.42. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708961_po_02880216.pdf?contentNo=1>

(9) L. 第 310-1 条は 2021 年図書館法以前から存在する規定であり、同法による改正はなされなかった。

(10) コンセイユ・デタ (*Conseil d'État*) は、政府が準備する法案等の諮問に応ずると共に、最上級の行政裁判所としての権限を持つ機関。

(11) Décret n° 2020-1676 du 23 décembre 2020 adaptant diverses dispositions relatives à l'inspection générale de l'éducation, du sport et de la recherche. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042738291>> なお、デクレ (*décret*) は日本の政令に相当する。

(12) L. 第 310-2 条は 2021 年図書館法以前から存在する規定であり、同法による改正はなされなかった。

(13) L. 第 310-3 条は 2021 年図書館法第 4 条により新設された。

(14) L. 第 310-4 条は 2021 年図書館法第 5 条により新設された。

及び意見の傾向並びに出版物の多様性を示す。これらのコレクションは、イデオロギー的、政治的若しくは宗教的な検閲又は商業的圧力のあらゆる形態から守られなければならない。これらのコレクションは、全ての人々が、その場で、又は遠隔で利用できるようにされる。

L. 第 310-5 条

所有者の公法人の動産の普通財産⁽¹⁵⁾に属する地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館のコレクションは、定期的に更新され、改編される⁽¹⁶⁾。

L. 第 310-6 条

地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館は、資料に関する戦略⁽¹⁷⁾の統括方針を作成し、地方公共団体又は地方公共団体の連合体の審議機関⁽¹⁸⁾に提出し、定期的に更新する。また、図書館は、文化的、教育的及び社会的組織、刑務所並びに乳幼児受入れ施設との連携を表明する。この表明の後に審議機関の投票〔による承認〕が行われ得る⁽¹⁹⁾。

L. 第 310-7 条

地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館で働く職員は、L. 第 310-1A 条に規定する使命を遂行するのに必要な職業資格を提示する⁽²⁰⁾。

第 2 章 コミューンの図書館及びコミューン共同図書館(L. 第 320-1 条～L. 第 320-4 条)

L. 第 320-1 条

コミューン立指定図書館及びコミューン共同指定図書館（関係するコミューン又はコミューン連合の意見を徴した後に制定されるデクレ⁽²¹⁾により一覧が作成される）は、統括司書⁽²²⁾及び上級司書⁽²³⁾の配置を受けることができる⁽²⁴⁾。

(15) 普通財産 (domaine privé) は、行政財産 (domaine public) に属さないもののことであり（公法人財産一般法典 (Code général de la propriété des personnes publiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070299>>) L. 第 2211-1 条)、本条が定める「動産の普通財産 (domaine privé mobilier)」は、「動産の行政財産 (domaine public mobilier)」と対比した表現である。「動産の行政財産」は、「歴史的、芸術的、考古学的、科学的又は技術的に公益のある財」のことであり、その具体例として「図書館の古く、希少な、又は貴重な文書のコレクション」が挙げられる（同法典 L. 第 2112-1 条）。この「動産の行政財産」は、その保存の観点から、譲渡不可能で、絶対不可侵のものである。すなわち、本条が対象とする「動産の普通財産」は、「古く、希少な、又は貴重な文書のコレクション」を除く、譲渡可能な図書館のコレクションということになる。“Veiller aux biens culturels du domaine public,” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Circulation-des-biens-culturels/Les-champs-d-action-du-Ministere/Veiller-aux-biens-culturels-du-domaine-public>>

(16) L. 第 310-5 条は 2021 年図書館法第 6 条により新設された。

(17) 図書館のコレクションを整備するためのプロセスのことで、コレクションの収集・保存・廃棄及びコレクションの貸出し・閲覧に関する方針を含む。“Politique documentaire.” École nationale supérieure des sciences de l’information et des bibliothèques website <<https://www.enssib.fr/le-dictionnaire/politique-documentaire>>

(18) コミューン会、コミューン連合議会又は県会のこと。

(19) L. 第 310-6 条は 2021 年図書館法第 7 条により新設された。

(20) L. 第 310-7 条は 2021 年図書館法第 8 条により新設された。

(21) 文化遺産法典 D. 第 320-1 条。同条に列挙されるコミューンに所在するコミューン図書館及びコミューン共同図書館が、指定図書館である。

(22) 図書館において指揮、統率、調整等に関する上級職務を担う。1992 年 1 月 9 日のデクレ第 92-26 号 (Décret n° 92-26 du 9 janvier 1992 portant statut particulier du corps des conservateurs des bibliothèques et du corps des conservateurs généraux des bibliothèques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000721523>>) 第 23 条。

(23) あらゆる性質の図書館のコレクションを構築し、組織し、充実させ、評価し、活用する責任者。1992 年 1 月 9 日のデクレ第 92-26 号第 3 条。

(24) L. 第 320-1 条は 2021 年図書館法以前から存在する規定であり、同法による改正はなされなかった。

L. 第 320-2 条

国家公務員に関する身分規程についての 1984 年 1 月 11 日の法律第 84-16 号第 42 条 II⁽²⁵⁾ の例外として、コミューン又はコミューン連合への L. 第 320-1 条に規定する職員の配置は、償還義務を課されない⁽²⁶⁾。

L. 第 320-3 条

コミューン立図書館及びコミューン共同図書館へのアクセスは、自由である⁽²⁷⁾。

L. 第 320-4 条

コミューン立図書館及びコミューン共同図書館へのアクセス並びにそのコレクションについてのその場での相談は、無料である⁽²⁸⁾。

第 3 章 県立図書館 (L. 第 330-1 条～ L. 第 330-2 条)

L. 第 330-1 条

県に移管された中央貸出図書館を県立図書館と呼ぶ。県は、これら [の図書館] を廃止することも、維持すること又は機能させることをやめることもできない⁽²⁹⁾。

L. 第 330-2 条

県立図書館は、県レベルで、次に掲げる使命を有する⁽³⁰⁾。

- 1° 全ての者に文化、情報、教育、研究、知識及び娯楽への平等なアクセスを提供するために、図書館の地方におけるカバー率 [couverture territoriale]⁽³¹⁾ を向上させる。
- 2° 地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館のネットワーク化を促進する。
- 3° コレクション及びサービスを、地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館に提供し、必要に応じて人々に直接提供する。
- 4° 地方公共団体の図書館又は地方公共団体の連合体の図書館の職員及び一時的協力者 [collaborateur occasionnel]⁽³²⁾ の職業教育に貢献する。
- 5° 県会により承認される、公読書の発展に関する計画を作成する。

(なら しおり)

(25) 1984 年 1 月 11 日の法律第 84-16 号第 42 条 II は、公務員の特別併任 (mise à disposition) は、原則として償還 (remboursement) の対象となり得ることを定める。なお、同条は、2022 年 3 月 1 日に施行された公務員一般法典 (Code général de la fonction publique. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000044416551>) L. 第 512-11 条として法典化された。また、特別併任とは、元々の個別身分規程の枠組み (国家公務員及び病院公務員の場合は職団 (corps)、地方公務員の場合は職群 (cadre d'emplois) と呼ばれる。) に属したままで相応の報酬を継続して受け取っているが、その奉仕すべき行政府の外で職務を遂行する、その職を占めているとみなされる公務員の立場のこと (同法典 L. 第 512-6 条)。

(26) L. 第 320-2 条は 2021 年図書館法以前から存在する規定であり、同法による改正はなされなかった。

(27) L. 第 320-3 条は 2021 年図書館法第 2 条により新設された。

(28) L. 第 320-4 条は 2021 年図書館法第 3 条により新設された。

(29) 2021 年図書館法第 9 条により、第 2 文が追加された。

(30) L. 第 330-2 条は、2021 年図書館法第 10 条により新設された。

(31) 図書館に関する地理的な公平性についての規定であり、所在する地方においてサービスが行き届く範囲を広げるよう努めるべきことを意味する。

(32) 公務員の資格を持たずに、特に公共サービスに該当する任務の遂行に貢献する者。Rémy Cabrillac (sous la direction de), Christophe Albiges et al., *Dictionnaire du vocabulaire juridique 2023*, 14e édition, Paris: LexisNexis, 2022, p.110. 本法律においては、図書館で活動するボランティアがこれに該当する。